

令和6年度以降の基準発生原単位 (発生抑制の目標値) の設定について【報告】

令和5年12月
農林水産省・環境省



1. 基準発生原単位の法令上の位置づけ

- 「食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令」第3条第2項に基づき、食品廃棄物等の基準発生原単位を期間ごとに定めている。
- これまでおおむね5年を期間として定めており、現行の期間は2019年度から2023年度までとされている。
- 基準発生原単位は、定期報告で報告されている75業種区分について検証を行い、設定。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令
 (平成十三年五月三十日財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第四号) 抜粋

(食品廃棄物等の発生の抑制)

第三条

2 食品関連事業者は、食品廃棄物等の発生の抑制を促進するため、主務大臣が定める期間ごとに、当該年度における食品廃棄物等の発生原単位（付録第三の算式によって算出される値をいう。）が主務大臣が定める基準発生原単位以下になるよう努めるものとする。

付録第三（第三条第二項関係）

$$E \div H$$

Eは、当該年度における食品廃棄物等の発生量。

Hは、当該年度における売上高、製造数量その他の事業活動に伴い生ずる食品廃棄物等の発生量と密接な関係をもつ値（基準年度における当該値と同じ種類の値に限る。）。



2. 現在の基準発生原単位(2019年度～2023年度)

○ 現在は食品リサイクル法に基づく定期報告の対象業種である75の業種区分のうち、34の業種区分について基準発生原単位を設定。

業種区分	基準発生原単位	業種区分	基準発生原単位	業種区分	基準発生原単位
肉加工品製造業	113kg/百万円	食用油脂加工業	44.7kg/t	食堂・レストラン(麺類を中心とするものに限る。)	175kg/百万円→ 170kg/百万円
牛乳・乳製品製造業	108kg/百万円	麺類製造業	270kg/百万円→ 192kg/百万円	食堂・レストラン(麺類を中心とするものを除く。)	152kg/百万円→ 114kg/百万円
その他の畜産食料品製造業	501kg/t	豆腐・油揚げ製造業	2,560kg/百万円→ 2,005kg/百万円	居酒屋等	152kg/百万円→ 114kg/百万円
水産缶詰・瓶詰製造業	480kg/百万円	冷凍調理食品製造業	363kg/百万円→ 317kg/百万円	喫茶店	108kg/百万円→ 83.3kg/百万円
水産練製品製造業	227kg/百万円	そう菜製造業	403kg/百万円→ 211kg/百万円	ファーストフード店	108kg/百万円→ 83.3kg/百万円
野菜漬物製造業	668kg/百万円	すし・弁当・調理パン製造業	224kg/百万円→ 177kg/百万円	その他の飲食店	108kg/百万円→ 83.3kg/百万円
味そ製造業	191kg/百万円→ 126kg/百万円	清涼飲料製造業(コーヒー、果汁など残さが出るものに限る。)	429kg/t 421kg/kl	持ち帰り・配達飲食サービス業(給食事業を除く。)	184kg/百万円→ 154kg/百万円
しょうゆ製造業	895kg/百万円	食料・飲料卸売業(飲料を中心とするものに限る。)	14.8kg/百万円	給食事業	332kg/百万円(～2019年度)→ 278kg/百万円(2020年度～)
ソース製造業	59.8kg/t→ 29.7kg/t	各種食料品小売業	65.6kg/百万円→ 44.9kg/百万円	結婚式場業	0.826kg/人
食酢製造業	252kg/百万円	食肉小売業(卵・鳥肉を除く)	40.0kg/百万円	旅館業	0.777kg/人→ 0.570kg/人
パン製造業	194kg/百万円→ 166kg/百万円	菓子・パン小売業	106kg/百万円→ 76.1kg/百万円		
菓子製造業	249kg/百万円	コンビニエンスストア	44.1kg/百万円		

● 2019年に新たに基準発生原単位を設定した業種区分(4業種区分)

■ 2019年に基準発生原単位を下げた業種区分(19業種区分)



3. 基準発生原単位の新設

○ 基準発生原単位については、2012年1月に本合同会合の下に設置された「食品廃棄物等の発生抑制の目標値検討ワーキンググループ」において取りまとめられた方法に基づき検討され、設定。

●分析・検討の方法

① **業種区分ごとの食品廃棄物等の発生量と密接な値の相関関係を分析**
基準発生原単位は業種ごとに定められるため、業種ごとに適切な「食品廃棄物等の発生量と密接な関係をもつ値」を特定する必要があるため、相関分析を実施。

- (1) 2つの値（発生量と密接な値）の相関係数が0.7以上かどうか評価
- (2) 本来相関がないのに偶然相関がとれていないかt検定で評価
- (3) 「散布図」により、外れ値（大規模事業者等）が影響を与えていないか確認し、除外しても相関係数が0.7以上か偶然でないか検証
- (4) 除外した上で標本数が8以上である業種が設定対象

② 基準発生原単位の候補値を算出

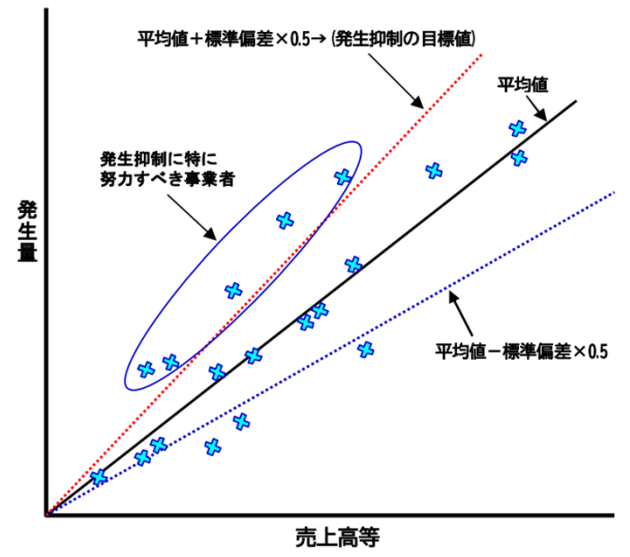
①の分析の結果、相関が認められた場合、発生抑制の実施率が低い企業の底上げを図るべく、7割の事業者が達成している水準として基準発生原単位の候補値を算出。

= 平均値に標準偏差を加味した範囲（平均値 + 標準偏差 × 0.5）で候補値を算出

③ 基準発生原単位を設定するか最終評価

- ②の結果、候補値を算出した業種区分について、以下の特徴が認められる場合は基準発生原単位の新設はしない。
 - ・ 食品廃棄物等のほとんどが商品として市場を形成している場合（候補値の設定がその生産の抑制ととらえかねないため）
 - ・ 食品廃棄物等のほとんどが製造に伴い必然的に発生する不可食部である場合（発生抑制には製造ラインの見直しや新技術・新商品の開発が必要となり、短期間のうちに発生抑制の取組を行うことは難しいため）

図 発生抑制の目標値のイメージ図



3-1. 基準発生原単位の新設（分析・検討の方法①及び②）

○ 75の業種区分のうち、これまで設定されていない41の業種区分について、分析・検討の方法①の相関分析を行い、相関が認められた場合は分析・検討の方法②に従い候補値を算出。

No.	業種区分	密接な関係を持つ値	サンプル数	外れ値の数	相関係数	P(T<=t)片側	候補値(kgベース)
1	その他の水産食料品製造業	売上高	126	1	0.335		—
2	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存 食料品製造業 (野菜漬物業を除く)	売上高	75	0	0.175	—	—
3	その他の調味料製造業	売上高	80	0	0.214	—	—
4	あん類製造業	売上高	6	0	—	—	—
5	レトルト食品製造業	売上高	39	2	0.720	<0.05	127
6	他に分類されない食料品製造業	売上高	269	0	0.221	—	—
7	清涼飲料製造業（その他）	製造量(t)	21	0	0.264	—	—
		製造数量(kl)	14	0	0.260	—	—
		売上高	12	2	0.211	—	—
8	蒸留酒・混成酒製造業（単式蒸留焼酎製造業を除く）	売上高	41	3	0.519	—	—
9	食肉卸売業	売上高	31	0	0.0719	—	—
10	その他の農畜産物・水産卸売業	売上高	9	0	-0.249	—	—
11	食料・飲料卸売業（飲料を中心とするものを除く）	売上高	48	0	0.575	—	—
12	野菜・果実小売業	売上高	3	0	—	—	—

 ..相関が認められた業種区分

3-2. 基準発生原単位の新設（分析・検討の方法①及び②） つづき

No.	業種区分	密接な関係を持つ 値	サンプル数	外れ値の数	相関係数	P(T<=t) 片側	候補値 (kgベース)
13	卵・鳥肉小売業	売上高	1	0	—	—	—
14	酒小売業	売上高	3	0	—	—	—
15	その他の飲食料品小売業（コンビニエンスストアを除く）	売上高	43	0	0.611	—	—
16	沿海水運業	客数	0	0	—	—	—
17	内陸水運業	客数	0	0	—	—	—
18	部分肉・冷凍肉製造業	製造量(t)	72	1	0.542	—	—
		売上高	13	2	0.690	—	—
19	海藻加工業	売上高	8	1	—	—	—
20	塩干・塩蔵品製造業	売上高	22	2	0.404	—	—
21	冷凍水産物製造業	売上高	48	0	0.153	—	—
22	冷凍水産食品製造業	売上高	60	2	0.319	—	—
23	甘しや糖製造業	原料量(t)	9	0	0.991	<0.05	378
24	その他の精穀・製粉業	製造量(t)	14	2	0.682	—	—
25	果実酒製造業	製造数量 (kl)	13	1	0.180	—	—
26	製茶業	製造量(t)	5	0	—	—	—
27	コーヒ-製造業	製造量(t)	9	0	0.489	—	—

..相関が認められた業種区分

3-3. 基準発生原単位の新設（分析・検討の方法①及び②） つづき

No.	業種区分	密接な関係を持つ値	サンプル数	外れ値の数	相関係数	P(T<=t)片側	候補値(kgベース)
28	米麦卸売業・雑穀卸売業	売上高	12	0	-0.0525	—	—
29	野菜卸売業・果実卸売業	売上高	41	2	0.481	—	—
30	鮮魚魚介卸売業	売上高	18	2	0.308	—	—
31	鮮魚小売業	売上高	9	0	0.949	<0.05	131
32	てん菜糖製造業	原料量 (t)	2	0	—	—	—
33	砂糖精製業	原料量 (t)	6	0	—	—	—
34	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	原料量 (t)	10	1	0.848	<0.05	477
35	精米・精麦業	製造量 (t)	85	2	0.498	—	—
36	小麦粉製造業	製造量 (t)	32	1	0.992	<0.05	361
37	動植物油脂製造業（食用油脂加工業を除く。）	製造量 (t)	35	3	0.894	<0.05	2,250
38	でん粉製造業	原料量 (t)	25	0	0.964	<0.05	553
39	ビール製造業	製造数量 (kl)	14	0	0.997	<0.05	233
40	清酒製造業	製造数量 (kl)	23	3	0.298	—	—
41	単式蒸留焼酎製造業	製造数量 (kl)	129	2	0.960	<0.05	2,600

.. 相関が認められた業種区分



3-4. 基準発生原単位の新設（分析・検討の方法③）

- これまで設定されていない41の業種区分のうち、候補値を算出した9つの業種区分について、分析・検討の方法③に従い食品廃棄物等の利用状況及び可食部率を踏まえて評価した結果、レトルト食品製造業について新たに基準発生原単位を設定。

No.	業種区分	食品廃棄物等の検討結果	可食部率※
5	レトルト食品製造業	基準発生原単位を127kg/百万円として設定	77.5%
23	甘しや糖製造業	不可食部	0.0%
31	鮮魚小売業	不可食部	0.8%
34	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	不可食部	0.0%
36	小麦粉製造業	食品廃棄物等のほとんどが商品としての市場取引が確立されている（ふすま）	—
37	動植物油脂製造業（食用油脂加工業を除く。）	不可食部	0.0%
38	でん粉製造業	不可食部	0.1%
39	ビール製造業	不可食部	0.0%
41	単式蒸留焼酎製造業	不可食部	0.2%

※ 令和2年度食品産業リサイクル状況等調査委託事業（食品関連事業者における食品廃棄物等の可食部・不可食部の量の把握等調査）報告書



4. 基準発生原単位の検証見直し

- 既に基準発生原単位が定められている34の業種区分についてもWGで取りまとめられた方法に基づき、分析・検討の方法①の相関分析を行い、相関が認められた場合は分析・検討の方法②に従い候補値を算出した上で、候補値と現行基準発生原単位の検証を行い、要すれば見直しを行うこととする。

● 分析・検討の方法

(a) 相関分析を行い、相関がとれない場合は現行の基準発生原単位のままとする

相関がとれた場合は候補値と現行基準値を比較

(b) 「候補値」 < 「現行の基準発生原単位」 → 候補値を基準発生原単位とする

(c) 「候補値」 > 「現行の基準発生原単位」 → 現行の基準値発生原単位のままとする

4-1. 基準発生原単位の見直し（分析・検討の方法(a)、(b)及び(c)）

- 分析・検討の結果、(a)により現行の基準発生原単位のままとしたのが6つの業種、(b)により候補値を基準発生原単位として値を下げたのは9つの業種、(c)により現行の基準発生原単位のままとしたのは17の業種

No.	業種区分	密接な関係を持つ値	サンプル数	外れ値の数	相関係数	P(T<=t) 片側	候補値 (kgベース) A	現行 基準値B	A/B	現行基準 値 クリア数割 合	分析・検討 の方法
1	肉加工品製造業	売上高	73	2	0.743	<0.05	590	113	5.22	77%	(c)
2	牛乳・乳製品製造業	売上高	71	0	0.783	<0.05	101	108	0.935	87%	(b)
3	その他の畜産食料品製造業	製造数量(t)	71	1	0.756	<0.05	5,170	501	10.3	72%	(c)
4	水産缶詰・瓶詰製造業	売上高	21	0	0.182	0.430	653	480	1.36	67%	(a)
5	水産練製品製造業	売上高	25	2	0.780	<0.05	311	227	1.37	92%	(c)
6	野菜漬物製造業	売上高	56	0	0.893	<0.05	571	668	0.855	82%	(b)
7	味そ製造業	売上高	24	3	0.754	<0.05	115	126	0.913	83%	(b)
8	しょうゆ製造業	売上高	47	2	0.811	<0.05	1,010	895	1.13	62%	(c)
9	ソース製造業	製造数量(t)	20	2	0.538	<0.05	84.9	29.7	2.86	70%	(a)
10	食酢製造業	売上高	10	0	0.945	<0.05	155	252	0.615	90%	(b)
11	パン製造業	売上高	68	1	0.957	<0.05	165	166	0.994	79%	(b)
12	菓子製造業	売上高	176	1	0.527	<0.05	217	249	0.871	92%	(a)
13	食用油脂加工業	製造数量(t)	18	2	0.745	<0.05	447	44.7	10.0	61%	(c)
14	麺類製造業	売上高	89	2	0.888	<0.05	222	192	1.16	81%	(c)
15	豆腐・油揚製造業	売上高	100	0	0.838	<0.05	2,010	2,005	1.00	72%	(c)
16	冷凍調理食品製造業	売上高	87	1	0.840	<0.05	2,160	317	6.81	87%	(c)

..基準発生原単位を下げる業種区分

4-2. 基準発生原単位の見直し（分析・検討の方法(a)、(b)及び(c)） つづき

No.	業種区分	密接な関係を持つ値	サンプル数	外れ値の数	相関係数	P(T<=t)片側	候補値(kgベース) A	現行基準値B	A/B	現行基準値クリア数割合	分析・検討の方法
17	そう菜製造業	売上高	132	0	0.717	<0.05	5,730	221	25.9	77%	(c)
18	すし・弁当調理パン製造業	売上高	89	0	0.876	<0.05	198	177	1.12	87%	(c)
19	清涼飲料製造業（茶、コーヒー、果汁など残渣が出るものに限る）	製造数量(t)	57	1	0.776	<0.05	1,050	429	2.45	86%	(c)
		製造数量(kl)	20	0	0.934	<0.05	2,3000	421	546	85%	(c)
20	食料・飲料卸売業（飲料を中心とするものに限る。）	売上高	22	2	0.686	<0.05	14.4	14.8	0.97	82%	(a)
21	各種食料品小売業	売上高	380	0	0.924	<0.05	41.0	44.9	0.913	83%	(b)
22	食肉小売業（卵・鳥肉を除く。）	売上高	10	2	0.730	<0.05	28.3	40.0	0.708	90%	(b)
23	菓子・パン小売業	売上高	35	1	0.733	<0.05	88.8	76.1	1.17	83%	(c)
24	コンビニエンスストア	売上高	23	0	0.992	<0.05	41.8	44.1	0.948	83%	(b)
25,26	食堂・レストラン（麺類を中心とするものを除く。）、居酒屋等	売上高	213	0	0.818	<0.05	243	114	2.13	80%	(c)
27	食堂・レストラン（麺類を中心とするものに限る。）	売上高	67	2	0.865	<0.05	249	170	1.46	76%	(c)
28,29,30	喫茶店、ファーストフード店、その他の飲食店	売上高	74	1	0.858	<0.05	84.8	83.3	1.02	74%	(c)
31	持ち帰り・配達飲食サービス業（給食事業を除く。）	売上高	29	1	0.779	<0.05	141	154	0.916	86%	(b)
32	給食事業	売上高	31	0	0.754	<0.05	309	278	1.11	71%	(c)
33	結婚式場	客数	11	0	0.671	<0.05	2.41	0.826	2.92	73%	(a)
34	旅館業	客数	38	3	0.687	<0.05	0.634	0.570	1.12	76%	(a)

■ ..基準発生原単位を下げる業種区分

5. 新たな基準発生原単位（2024年度～2028年度）

- 分析の結果、新たに1つの業種区分について基準発生原単位を設定、9つの業種区分について基準発生原単位を下げることにし、以下のとおり35の業種区分について基準発生原単位を設定。
- 基準発生原単位の期間はこれまでどおり5年間とする。

業種区分	基準発生原単位	業種区分	基準発生原単位	業種区分	基準発生原単位
肉加工品製造業	113kg/百万円	食用油脂加工業	44.7kg/t	コンビニエンスストア	44.1kg/百万円→ 41.8kg/百万円
牛乳・乳製品製造業	108kg/百万円→ 101kg/百万円	麺類製造業	192kg/百万円	食堂・レストラン(麺類を中心とするものに限る。)	170kg/百万円
その他の畜産食料品製造業	501kg/t	豆腐・油揚げ製造業	2,005kg/百万円	食堂・レストラン(麺類を中心とするものを除く。)	114kg/百万円
水産缶詰・瓶詰製造業	480kg/百万円	冷凍調理食品製造業	317kg/百万円	居酒屋等	114kg/百万円
水産練製品製造業	227kg/百万円	そう菜製造業	211kg/百万円	喫茶店	83.3kg/百万円
野菜漬物製造業	668kg/百万円→ 571kg/百万円	すし・弁当・調理パン製造業	177kg/百万円	ファーストフード店	83.3kg/百万円
味噌製造業	126kg/百万円→ 115kg/百万円	レトルト食品製造業	127kg/百万円	その他の飲食店	83.3kg/百万円
しょうゆ製造業	895kg/百万円	清涼飲料製造業(コーヒー、果汁など残さが出るものに限る。)	429kg/t 421kg/kl	持ち帰り・配達飲食サービス業(給食事業を除く。)	154kg/百万円→ 141kg/百万円
ソース製造業	29.7kg/t	食料・飲料卸売業(飲料を中心とするものに限る。)	14.8kg/百万円	給食事業	278kg/百万円
食酢製造業	252kg/百万円→ 155kg/百万円	各種食料品小売業	44.9kg/百万円→ 41.0kg/百万円	結婚式場業	0.826kg/人
パン製造業	166kg/百万円→ 165kg/百万円	食肉小売業(卵・鳥肉を除く)	40.0kg/百万円→ 28.3kg/百万円	旅館業	0.570kg/人
菓子製造業	249kg/百万円	菓子・パン小売業	76.1kg/百万円		

●新たに基準発生原単位を設定した業種

●基準発生原単位を下げた業種